

2019 年度前期 協定校派遣留学(第一期) 出願前注意事項

韓国・ミャンマー・オーストラリア・フランス

国際センター

1. 出願にあたって

- ・募集要項、協定校別出願資格および共通注意事項を熟読し、出願書類に不備のないよう確認のうえ、提出すること。
- ・語学能力認定書(所定用紙)を依頼する際には、教員に厳封するよう依頼し、締切日を伝えること。出願者が直接教員から語学能力認定書を受け取り、他の出願書類と一緒に国際センターに提出する。
- ・すべての出願書類(TOEFL iBT/IELTS 公式スコア原本のコピー(インターネット上のスコアレポートコピーも可、語学能力認定書含む)は、必ず締切日の出願取り扱い時間内までに提出すること。出願期間・時間を過ぎた提出はいかなる理由であっても認めない。
- ・出願書類提出後はいかなる理由でも一切留学期間変更、留学先変更はできない。
- ・出願期間内であれば、代理人による出願書類提出も認める。受付の際に渡す「受付番号票」を、必ず代理人から受け取ること。国際センターから出願学生へ出願書類が提出されたかどうかの問い合わせには一切答えない。
- ・留学資金は別添の「留学費用の目安一覧」を参考に自己資金による留学資金計画を立てること。国際センターで募集する留学奨学金の給付決定は留学候補者決定後となるため、留学資金計画に含めないこと。なお、支給証明書が発行可能となるのは留学直前となる。
- ・留学先大学によっては出願時に残高証明書の提出を求められることがある(アメリカなど)ため、留学費用目安分の自己資金を用意しておくこと。

2. 出願書類の取り扱いについて

- ・提出された出願書類一式は、協定校派遣留学生の書類審査および面接選考のためにのみ利用する。また、一旦提出された書類は原則として返却しない。

3. 出願資格の無い書類の取り扱いについて

- ・受付時、提出書類にあきらかな不備があった場合、受付不可となる。不備を修正の上、期日内に再度提出すること。但し、出願期間・時間を過ぎた提出は認められない。
- ・一旦提出した書類が、その後のチェックにおいて、志望協定校の出願資格を満たしていなかった場合、志望協定校への出願資格を失う。その場合、面接審査は行われぬ。提出にあたっては、志望協定校の応募条件を満たしていることを十分確認のうえ、提出すること。

4. 出願取り扱い時間について

- ・下記の両キャンパス国際センターの窓口取扱い時間を必ず確認の上、出願すること。出願受付最終日は両キャンパスとも出願受付は 16:00 までなので注意すること。

【青山キャンパス・相模原キャンパス】

月-金 9:00~17:00 ※11:30~12:30 は事務休止 土 9:00~11:30

5. 受付番号票について

- ・出願後に渡す受付番号を記載した受付票は、候補者発表時の番号となるため、大切に保管すること。

以上